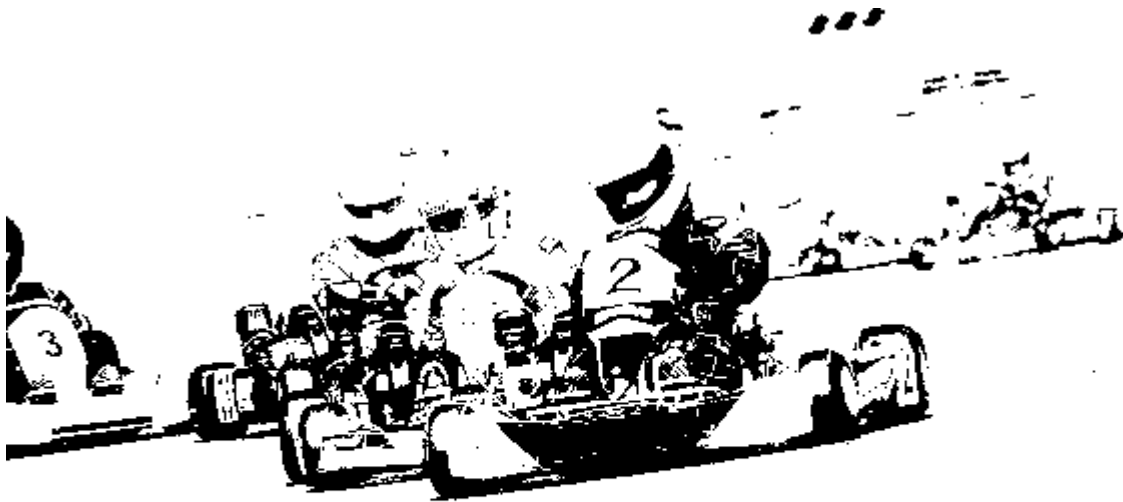


2010もてぎカートレース
“4ストスポーツカート”クラス

『参加規則』



公 示

本クラスは2010もてぎカートレース特別規則および本大会特別規則書に従って開催される。

第1章 総 則

第1条 イベント名称

2010もてぎカートレース

第2条 主催者

株式会社モビリティランド ツインリンクもてぎ

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1

<http://www.twinring.jp>

TEL 0285-64-0200 FAX 0285-64-0209

第3条 開催場所、日程

1) 開催場所：ツインリンクもてぎ

北ショートコース(982m)

2) 日程

もてぎカートレース内

第1戦 3月14日

第2戦 5月 2日

第3戦 6月13日

第4戦 7月18日

第5戦 9月26日

第6戦 11月21日

第4条 大会事務局

株式会社モビリティランド ツインリンクもてぎ

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1

<http://www.twinring.jp>

TEL 0285-64-0200 FAX 0285-64-0209

第5条 大会役員および大会競技執行役員

公式プログラムに記する。

第2章 参加申し込み

第6条 参加定員

1) 参加受付台数は以下のとおりとし、それを超えた場合は主催者により抽選とする。

:34台

参加申し込みに対する抗議は一切受け付けない。

2) 参加申し込み締め切り時点で、参加台数が3台未満の場合は不成立とする。不成立となった場合、参加料は全額返金される。

第7条 参加方法

1) ドライバー：ドライバーは1名または2名1組のチームをつくり、チームとして参加申し込みを行って下さい。

(1) 参加資格

当該年度有効なTRMC-S(ツインリンクもてぎ走行会員) JAFカートライセンス、SLOメンバーズカード所持者であること。または、主催者が特別に認めた者。

2) ピットクルー：ドライバー1名につき2名までとする。

登録できるピットクルーの年齢は16歳以上とする。

第8条 参加申込・受付期間および申し込み先

1) 受付期間および申込先

	開催日	申し込み期間
第1戦	3月14日	2月15日(月)～3月4日(木)
第2戦	5月2日	4月5日(月)～4月22日(木)
第3戦	6月13日	5月17日(月)～6月3日(木)
第4戦	7月18日	6月21日(月)～8月8日(木)
第5戦	9月26日	8月30日(月)～9月16日(木)
第6戦	11月21日	10月25日(月)～11月11日(木)

2) 参加申し込みは現金書留郵便とし、締め切日必着。

3) 参加申込先住所

株式会社モビリティランド ツインリンクもてぎ
もてぎカートレース事務局
〒321-3597
栃木県芳賀郡茂木町松山120-1

4) 参加申し込みは参加料と保険料(MS共済会費)を添え、あわせて下記書類を記入提出しなければならない。

(1) 参加申込書

(2) 競技会参加に関する誓約書

第9条 参加料および保険料金規定

参加料(消費税含む)は次のとおりとする。

2)参加料 : 10,000円/チーム

3)ピットクルー登録料: 1,000円/人

4)MS共済会費:

ドライバー 3,000円/人

ピットクルー 500円/人

第10条 参加受理と参加拒否

1)参加申込者に対して主催者より参加受理または参加拒否が通知される。

2)参加拒否された申込者に対しては参加料が返還される。

3)参加受理された後、参加を取り消す申込者に対して参加料は返還されない。

第11条 車両検査

K-TAI 2010特別規則書に準拠しているカートであること。

第3章 競技に関する規則

第12条 公式車検

- 1)参加車両規定に基づき、車両検査が行われる。この際規則に合致しない部分がありながらも、なお技術委員に発見されなかったとしても、承認を意味するものではなくイベント中にそれに関する疑義が生じた場合は旗の指示を受け、ペナルティの対象となる場合がある。
- 2)公式車検は公式通知に示されたタイムテーブルに従ってパドック内の車両検査場にて行われる。
- 3)公式車検の際、登録されたピットクルーが立合うこと。
- 4)定められた時間内に車検場において必ず車両検査を受け、下記のものについての検査に合格しなければならない。これ以後の検査は主催者が不可抗力の理由によるものとして特別に認めた場合以外は行わない。
- 5)車両検査の際、車検委員と補給監査委員によって点検を受けるものは、次の通りである。
 - (1) 出場車両
 - (2) ヘルメット
 - (3) レーシングスーツ
 - (4) グローブ
 - (5) シューズ
- 6)公式車検において規則または安全上出場が不適当と判断された車両は、フリー走行を含む一切の走行を拒否される。
- 7)車検委員長は、イベント期間中、必要に応じて随時車両検査を行うことができる。
- 8)オフィシャルは必要に応じて随時音量の測定および燃料タンクの容量・内容をチェックすることができる。

第13条 自動計測器

- 1)主催者が自動計測装置(トランスポンダー)を用意している場合、参加者は出走時にこの装置を車両に取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合は、当該車両およびドライバーは出走を認められない。
- 2)自動計測装置(トランスポンダー)の配布は、選手受付時に行い、返却についてはレース終了後1時間以内とする。

第14条 タイムドブラクティス

参加する全てのドライバーはタイムドブラクティスに参加しなければならない。参加しない場合は、決勝ヒート最後尾スタートとなる。

タイムトライアルは以下のいずれかの方法で行う。

- (1) 20分間のタイムアタック時間を設け、その時間内でのベストラップを採用する。
ただし、ベストラップが同タイムの場合はセカンドタイムを採用する。
- (2) その他の方法で行う場合は公式通知にて発表する。

第15条 レースの方法

- 1) 決勝ヒートのみとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。
- 2) ドライバー2名で登録しているチームはレース中に必ずドライバー交代をしなければならない。1名で登録している場合は10秒間のピットストップが課せられる。

第16条 決勝ヒート

- 1) グリッドはタイムドプラクティスの結果順による2列のカートからなる。
- 2) 30分間

第17条 スタート

- 1) スタンディングスタートとし、スタート合図についてはブリーフィングにより通知する。
- 2) ピットロード上ダミーグリッドに、手押しで車両をつける。
- 3) 合図によりピットロードよりコースインし、1周のフォーメーションラップを行いコース上のグリッドにつく。
- 4) スタートグリッドにてスタートできないドライバーは両手を頭上に高く挙げ後方のドライバーに知らせなければならない。
- 5) フォーメーションラップおよびスタートできなかったドライバーは全車スタート後、ピットレーンに車両を移動しピットクルーの援助によりスタートする事ができる。ただし、コースインについてはオフィシャルの指示に従うものとする。
- 6) 不正スタート(ジャンプスタート)があった場合は、競技長はそのヒートをスタートした後に、不正スタートしたドライバーに対してピットスルーペナルティを課す事ができる。

第18条 給油

レース中の給油は禁止とする。

第19条 レース終了

- 1) レース時間が30分経過後に最多周回数の車両からチェッカーフラッグが振られる。
- 2) 決勝ヒート着順1位のドライバーがフィニッシュライン通過後2分以内にカートが同ラインを通過したドライバーに対してチェッカーフラッグが振られる。
- 3) 車両を押ししてチェッカーフラッグを受けることは認められない。

第20条 レースの中断

- 1) 事故、安全性の問題またはその他いかなる理由によっても、競技を中断する必要があるとみなされた場合、競技長はレースを中断する場合がある。
- 2) レースが60%終了している場合、レースは成立したものとみなされ、中断時点の順序が決勝の結果として決定される。
- 3) 赤旗中断の場合、競技長の指示があるまでピットクルーはグリッドへの介入および車両の整備を行ってはならない。
- 4) ピットレーンで作業中の車両に対しても上記3)が適用されグリッド上に戻れない車両については、ピットスタートとなり最後尾につくものとする。
- 5) グリッドでの燃料の補給は禁止する。

第21条 完走

- 1) 最多周回数チームの周回数の50%以上完了していること。

第22条 順位の決定

- 1) レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定される。
(1) 完走者(チェッカーを受けたドライバー)

- (2) 完走者（チェッカーを受けていないドライバー）
 - (3) 未完走者
- 2) 同周回数の場合はその周回を先に完了した（フィニッシュライン通過）ドライバーを優先する。

第23条 車両保管および再車検

- 1) 決勝レース終了後車両保管および再車検を行う。
- 2) 車両保管の時間は決勝レース終了後30分以上とし、所定の場所で行われる。保管中はオフィシャルの指示があるまでは保管カートに一切触れてはならない。
- 3) 車両保管解除後、車両を参加者は速やかに引き上げなければならない。

第4章 抗議に関する事項

第24条 抗議

参加者はオフィシャルの判定およびレース運営に対する抗議を一切行うことができない。

第5章 成績および賞典に関する事項

第25条 成績決定および賞典

- 1) 決勝ヒートの順位によって決定する。
- 2) 賞典はチームに対して行われる。
- 3) 内容は下記のように定める。
 - (1) チームに対し各戦ごとに下記賞典を行う。
 - 1位 トロフィー、副賞、シリーズポイント
 - 2位 トロフィー、副賞、シリーズポイント
 - 3位 トロフィー、副賞、シリーズポイント
 - 4位 トロフィー、シリーズポイント
 - 5位 トロフィー、シリーズポイント
 - 6位 トロフィー、シリーズポイント
 - 7位 シリーズポイント
 - 8位 シリーズポイント
 - 9位 シリーズポイント
 - 10位 シリーズポイント
 - 4) 賞典は決勝出場台数が少ない場合、次のように制限される。

3台 ~ 5台 :	2位	6台 ~ 10台 :	3位
11台 ~ 13台 :	4位	14台 ~ 16台 :	5位
17台 ~	:		6位
 - 5) 賞典の対象は決勝ヒートにおいて完走したドライバーに限る。

第6章 広告に関する事項

第26条 広告

- 1) ナンバープレートに広告を表示することは認めない。
- 2) 主催者は次のものに対し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することはできない。

公序良俗に反するもの。

政治、宗教に関連したもの。

第7章 参加車両規定・燃料規定

第27条 車両規定

1. 排気量 270cc 以下の 4 ストローク汎用エンジン（指定エンジン：下記参照）
（4 ストスポーツカートクラスはセルスターター付を義務付けとします。）
4 ストスポーツカートクラス指定エンジン
 - ・ HONDA 製：GX120、GX160、GX200、GX270
 - ・ SUBARU 製：EX13、EX17、EX21、EX27、KX21
 - ・ YAMAHA 製 MZ200S
 - ・ ブリッグス&ストラットン製 ワールドフォーミュラ（124335）
2. フレームは過去 5 年以内に関係機関で公認・登録された物を推奨します。
また、フレームの改造は一切禁止する。シートステーに限り変更を許可する。
4 ストスポーツカートクラスで 270cc エンジン搭載の場合、レンタル専用、
ミッションカート用、もしくは同等の強度を有する公認フレームとすること。
3. 車両はバンパーおよび車輪によって囲まれた四辺形の外にいかなる部分も突出しては
ならない。
4. 車両各部の寸法
車両各部の寸法は、次に規定する範囲内のものでなければならない。
車両全長：2,200mm 以下とする。
車両最大幅：1,500mm 以下とする。
ホイールベース：1,000mm 以上、1,500mm 以下とする。
リアタイヤトレッド：1,400mm 以内とする。

第28条 車両の構造

車両各部の構造は、次の条件を満たさなければならない。

1. すべての車両は接地する 4 個のタイヤと 1 個のシートを装着し、2 機以内のエンジ
ンを装備する車両とする。
4 ストスポーツカートクラスはフルカウルの使用はできません。また、アンダーパネ
ルの使用もできません。（フロアパネルのみ）
2. 車両はその前後左右にプロテクター（防護用バンパー）を装備しなければならず、フ
レーム（シャーシ）に堅固に取り付けられていなければならない。
3. フロントバンパー・フロントフェアリング（プロテクター）
 - （1）バンパーは、直径 15mm 以下の磁気反応鋼管とし、サイドメンバーに連結され
なければならない。
 - （2）大型フロントフェアリングの装着が義務付けられる。フロントタイヤの
3/4 以上を覆いフロントバンパーに強固に取りつけること。
4. リアバンパー・リアプロテクター
 - （1）バンパーは、金属またはファイバー類など同等の強度を有する素材とし、側面
はサイドメンバーに接続されなければならない。
 - （2）バンパー下部にある防護バー（ナーフバー）の取り付けを義務付ける。
 - （3）リアプロテクター使用の際はナーフバーを取り付けしなくてもよい
 - （4）バンパーの全幅は、いかなる時も当該カート車両の後輪幅を超えてはならず、リ
アホイールおよびリアタイヤの 50% 以上が覆うことのできるバンパーを推奨

する。加工は可とする。

(5) リアバンパー・リアプロテクターは脱落の無いよう防止することが必要。

5. サイドバンパー・サイドボックスバンパーは十分な壁面強度の最低直径 15mm のものでなければならず、サイドボックスにより少なくとも後部タイヤ幅の 2/3 を覆っていなくてはならない。

6. フロントパネル

フロントパネルは強固に取り付けられ前方より車両ゼッケンが確認できる物でステアリングホイールとの間隔は最少 50mm とし、フロントバンパーより上方に出てはならない。

7. バックミラー

フロントパネルの左右に走行中、後方を確実に視認できるバックミラーを装着することは認められる。バックミラーは強固に取り付けていなければならず、脱落のおそれ・可能性がある場合、オフィシャルによって交換の指示が有る。指示を受けた場合、強固に取り付けられるバックミラーに交換しなければならない。

8. スポイラー ウイング

ウイング等は全て禁止する。

別部品を介さずにカウルと一体構造であり、ボルト、リベット等で強固に固定されているものに該当しない空力付け加物をウイングとみなし、取り付けは一切認められません。ただし、上記に該当する物でも、鋭利であるなど、ドライバーに危険をおよぼす物は認められません。車検員の判断を最終的なものとします。

9. タイヤおよびホイール

ドライタイヤは以下の指定タイヤと致します。

- ・ ブリヂストン : YDS (HF)
- ・ ダンロップ : DFK 2
- ・ ヨコハマ : ED

ウェットタイヤの銘柄は自由とするが新品タイヤの使用を強く推奨します。

ビートストッパー付きでないホイールに穴を空けてビートストッパーを付けることは禁止する。

(1) ホイールを車軸(ホイールハブ)に取り付ける場合、スプリットピン、またはセルフロックナット、またはサークリップのような安全なロックシステムを有していなければならない。

(2) 使用するタイヤにはすべてホイールとリムを 3 本以上のペグで固定する形式のビードストッパーが装着されていなければならない。(ビートストッパー付きでないホイールに穴を空けてビートストッパーを付けることは禁止)

10. サスペンション機能は禁止

弾力を利用した物、あるいは連結式による構成部品を問わず禁止される。

11. ブレーキ

全てのクラスを通じて、少なくとも双方の後輪に同時に、作動する有効なブレーキを備えなければならない。また追加の安全ケーブルをブレーキペダルとブレーキポンプの間に取り付け最低 2 箇所以上クランプしなくてはならない。

12. アクセルペダル

アクセルペダルは、リターンスプリングを備え、万が一リンク装置が破損した時は、気化器のスロットルが、自動的に完全に閉鎖する構造でなければならない。

13. ステアリングは、完全に閉じられた円形のステアリングホイールによって操作されるものでなければならない。ケーブルまたはチェーンによってステアリングを操作する

ものは一切認められない。ステアリングの全ての部分は、安全で確実な取り付け方式（ロックナット）でなければならない。

14. カットオフ（キルスイッチ）

すべての車両はカットオフ装置を必ず備えなければならない。この装置は、ドライバーが車両を運転中、正常に着座して容易に操作できるように設けられていなければならない。

15. シート

ドライバーが完全にフィットされるものでなければならない。ドライバーの脚部が前方においてコントロールペダルを操作する位置にななければならない。

16. チェーンガード

チェーンガードは必備とし、かつ下記の項目を満たさなければならない。

- (1) 幅は3cm以上あり車両上方から見てチェーンが見えない状態であること。
- (2) エンジン側スプロケットとアクスル側スプロケットを結ぶ線の上の部分を効に覆っていること。
- (3) 車両側方から見てエンジン側スプロケットが見えない状態であること。

17. 燃料タンク

KART用で、一般にカート用に市販されているポリ燃料タンクとする。

- (1) 密閉された独立のものとし、暫定的な取り付け方法によるものであってはならない。
- (2) 通常の空気圧によってのみエンジンに給油するものでなければならない。
- (3) 燃料タンクはフロア以外の場所に設置してはならない。
- (4) 市販時より著しく変形されたタンクの使用はできない。
- (5) 燃料タンクは1つでなければならない。

燃料タンクはカート用市販ポリ燃料タンクをフロア中央（ステアリングシャフト下）に設置して下さい。

ノーマルエンジン上部にある燃料タンクは取り外すこと。

18. 排気装置（マフラー）

排気装置はドライバーの後方で排出するものとする。

ドライバーが通常の運転姿勢のとき、そのドライバーと排気装置の間にかなる接触も起こらぬように、保護が施されてなければならない。

音量規制について

開催中オフィシャルがうるさいと判断した場合そのマフラーは使用できません。音量規定100db以下

19. トランスミッション

トランスミッションは使用できない。動力は必ず後輪に作用するものでなければならない。デファレンシャルを有してはならない。

20. 始動およびクラッチ

エンジンの始動方式はセルスターターとする。

クラッチは純正品とする。バッテリーのメーカーは自由とする。

21. キャッチタンクおよびワイヤーロック

次の箇所にそれぞれのキャッチタンクを装着すること。

クランクケースリザーバーパイプ、フューエルタンクリザーバーパイプ、キャブレターオーバーフローパイプ

キャブレターの油面調整は左右を繋ぎ上端を大気開放することができる。

次の箇所にワイヤーロックを施すこと。

各オイルドレンボルト オイル給油口 オイルレベルボルト

各キャッチタンクはオーバーフローしない容量を確保すること。(500cc 以上の容量を持つことを推奨する)

第29条 ナンバープレート(ゼッケンプレート)および広告プレート

ゼッケンナンバーは事務局より事前に案内された番号をプレートに取り付ける。車両にゼッケンプレートおよび広告を取り付ける場合、その方法および規格については、次に定める事項に従わなければならない。

1. 車両は、前後左右に、ゼッケンを貼布するためのスペースを設けなくてはならない。ゼッケンスペースが確保できない場合ナンバープレートを装着しなくてはならない。
2. ナンバープレートの寸法は200mm~200mm角以上とし、両プレートの形状は、その角が半径10R~25Rmmを有するものとする。
3. ナンバープレートを使用する際は不透明で柔軟なプラスチックでなければならない。
4. ナンバーの明瞭度に関して議論が持ち上がった場合、技術委員長の決定を最終の物とする。判別しにくいと判断された場合は速やかに修正しなければならない。(ゼッケンプレート・ゼッケンベースの蛍光色は禁止する)

第30条 エンジン

1. エンジンとは車両の推進装置を意味する。シリンダーブロック、シリンダー、点火装置、キャブレター、ギヤボックス、クランクシャフトケーシングおよび排気装置を含む。
2. 1チームにつき2基までのエンジン登録が認められる。複数のエンジンを登録する場合はクラスが同一のものとする。ファイナル中に交換が認められるのは公式車検において登録されたエンジンのみとする。
3. 4ストスポーツカートクラスはキャブレター本体のチョークボア側の最大直径を30mm以下とする。又エアークリーナーなど、必ず取り付ける事
4. 4ストスポーツカートクラスはエンジンの改造は自由とするが、基本機構を変えてはならない。また、オイルラインを外部に持ち出す事を禁止します。

基本機構とはエンジンメーカー同等のパーツで構成され 4バルブ化やDOHCなどにはいけない。

ガバナ進角装置は除外する(回転リミッター)

禁止例

- ・バルブ数変更禁止(4バルブ化)・ツインカム禁止・ボア・ストローク変更禁止
- ・水冷化・ターボ・スーパーチャージャー・インジェクション
- ・コンロッドをチタン材質に変更する
- ・外付けオイルクーラーおよびポンプ

改造許可例

- ・ガバナ進角の改造(回転リミッター)・バルブスプリング変更・圧縮比変更・研磨など

第31条 ドライバーの装備

1) ヘルメット:

フルフェイスタイプでなくてはならず FIA 規定に適合したもの、または次の規格に適合したものの使用が義務付けられる。日本工業規格 JIS(T8133:2000),JIS-C種・スウェーデン規格(SIS88,24,11(2))・デンマーク規格(DS2124,1)・フィンランド規格(SFS3653)・ドイツ規格(ONS/OMK:白地または青地に黒、白地に青、白

地に赤のラベルのみ)・SNELL規格(1990SAおよび1995SA,SFIspec31,1およびSFIspec31,2)・イギリス規格(BS6658-85タイプAすべての修正型を含むタイプA/FR)・フランス規格(NFS72305)・欧州経済共同体規格(E2202,03または04シリーズ)・JAF公認カートヘルメット

2)レーシングスーツ:

十分な強度を備えた皮製、または過去10年以内にJAF、FMK/FIA、CIK/FIAの公認を受けた実績を有するKART用スーツの使用が義務付けられる。4輪レース用スーツの使用は禁止される。

3)グローブ:軍手をレーシンググローブの代用として使用することは認められない

4)シューズ:足首まで完全につつまもので、ペダル操作に支障をきたさないもの。

ヘルメットおよび装備は、車検で合格したものを使用しなくてはならない。また特別スポーツ走行時においても、上記の規定に合致した適切なものを使用すること。車検には複数の装備を持ち込み、確認を得ることができる。

第8章 主催者の権限

第32条 肖像権および個人情報取り扱いに関して

運営事務局および主催者は個人情報の保護に関する法律に基づき、参加者の肖像権および個人情報を下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

1.業務内容

受付、プログラム作成、状況撮影、リザルト作成、保険の受付、その他、レースを円滑に行うための業務および、これらに付随する業務。

2.利用目的

- ・事務手続きを行うため。
- ・参加者の個人成績を公表するため。
- ・レースの内容をインターネット経由し情報を公開するため。
- ・状況動画や画像配信を行うため。
- ・レース中に事故があった場合、保険処理を行うため。

第33条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 1.参加申込受付に際して、その理由を示すことなく、参加者、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- 2.競技長が必要と認めた場合、ドライバーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、レース出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- 3.ナンバープレートの番号の指定、あるいはピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 4.止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの指名登録または変更について許可することができる。
- 5.すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- 6.公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
- 7.主催者はタイヤ、プラグ、燃料、油脂類、部品等に関して使用メーカーおよび銘柄の

指定を行うことができる。参加者はこれを受け入れなければならない。

第9章 損害の補償・大会役員の実任

第34条 損害の補償

1. 車両の破損

参加者は、車両およびその附属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければならない。

2. 損傷の責任

開催期間中、またはその前後に起きたドライバーおよびピットクルーの損傷は自らが責任を負うものとする。

第35条 大会役員の実任

参加者、ドライバーおよびピットクルーは、大会役員ならびにオフィシャルが一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち大会役員ならびにオフィシャルは、その職務に最善を尽すことは勿論であるが、もしその行為によって起きた参加者、ドライバー、ピットクルーおよび車両等の損害に対して、大会役員ならびにオフィシャルは一切の補償責任のないことをいう。

その他未記載事項に関しては2010もてぎカートレース特別規則に準ずる。